

建築物エネルギー消費性能判定業務審査手数料

2025年4月1日

(株) 阪確サポート

消費税10%込み 金額単位：円

区 分 延べ床面積 (単位：㎡)	モデル建築物法による		標準入力法による
	工場・倉庫	左記以外	

新規物件に係る判定業務基本手数料 (弊社の確認物件の場合)

300 未満	40,000	70,000	別途見積りによる
300 超 ～ 1,000 未満	60,000	100,000	別途見積りによる
1,000 超 ～ 2,000 未満	80,000	160,000	別途見積りによる
2,000 超 ～ 5,000 未満	150,000	240,000	別途見積りによる
5,000 超 ～ 10,000 未満	180,000	270,000	別途見積りによる

計画変更

300 未満	30,000	60,000	別途見積りによる
300 超 ～ 1,000 未満	40,000	80,000	別途見積りによる
1,000 超 ～ 2,000 未満	60,000	120,000	別途見積りによる
2,000 超 ～ 5,000 未満	110,000	180,000	別途見積りによる
5,000 超 ～ 10,000 未満	130,000	200,000	別途見積りによる

軽微変更

300 未満	15,000	30,000	別途見積りによる
300 超 ～ 1,000 未満	20,000	40,000	別途見積りによる
1,000 超 ～ 2,000 未満	40,000	80,000	別途見積りによる
2,000 超 ～ 5,000 未満	70,000	120,000	別途見積りによる
5,000 超 ～ 10,000 未満	90,000	130,000	別途見積りによる

新規物件 (住宅) に係る判定業務 (弊社の確認物件の場合)

区 分	面積	手数料
戸建住宅	200㎡未満	38,500
共同住宅	300㎡未満	55,000+5,500×戸数
共同住宅	300㎡超～500㎡未満	77,000+3,300×戸数
共同住宅	500㎡超から1,000㎡未満	110,000+2,200×戸数

■住宅の計画変更に係る審査手数料は、上記手数料金額の50%とします。但し、当初判定を他機関で受けたものは、

上記手数料表の額とします。

■住宅と非住宅の複合建築物の場合は、それぞれの料金の合計とします。

■増改築の場合は、増改築部分の判定対象床面積部分を対象とします。

■他機関の物件について上記の1. 5倍とします。

■面積は原則として判定対象の床面積としますが、用途、内容により低減します。

■複数棟ある場合は、1棟毎の金額とします。

■工場・倉庫において

1) 計算対象の部屋がない場合は25,000円とします。

2) 倉庫の照明のみ場合は表示金額の50%とします。(但し、最低金額は25,000円)

■複合建物の場合、特殊な設備による計算等、上記に記載のない場合は相談の上、別途見積りと致します。

■工場・倉庫以外の軽微変更において、変更内容項目が1種のみなどの簡易な場合においては、工場・倉庫モデルと同額とします。

■変更内容が軽微で審査が不要な場合は事務手数料として10,000円とします。